

農林水産省におけるかんしょ輸出拡大に向けた取組

農林水産省農産局地域作物課生産専門官（輪作振興）

いしはら こうじ
石原 孝司

1 かんしょの輸出状況

我が国では、日本の農林水産物・食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円を達成するという目標を掲げ、国内外において官民が一体となった様々な取り組みを実施している。2021年は、世界的に新型コロナウイルスのまん延が続く中、消費者ニーズの変化に対応した、小売店向けやEC販売等の新たな販路への販売が堅調だったこと、中国や米国等の経済活動が回復傾向に向かい、外食需要も回復してきたこと等で、多くの品目で輸出額が伸び、総額で初めて1兆円を突破した。

日本産かんしょについても、しっかりとした肉質と高い糖度を持つ「べにはるか」のほか、紫芋など多様な品種が海外の消費者の中で人気となっており、特にアジアを中心に焼き芋が支持されている。2021年は、最大の輸出先国である香港への輸出が減少したものの、焼き芋ブームにより旺盛な需要が見られるタイへの輸出が増加したことなどから、輸出額は23億円を超えた。かんしょ・かんしょ加工品の輸出額目標は、2025年までに28億円としており、毎年着実な増加が見られる。（図1）

一方、国内のかんしょ生産に目を向ける

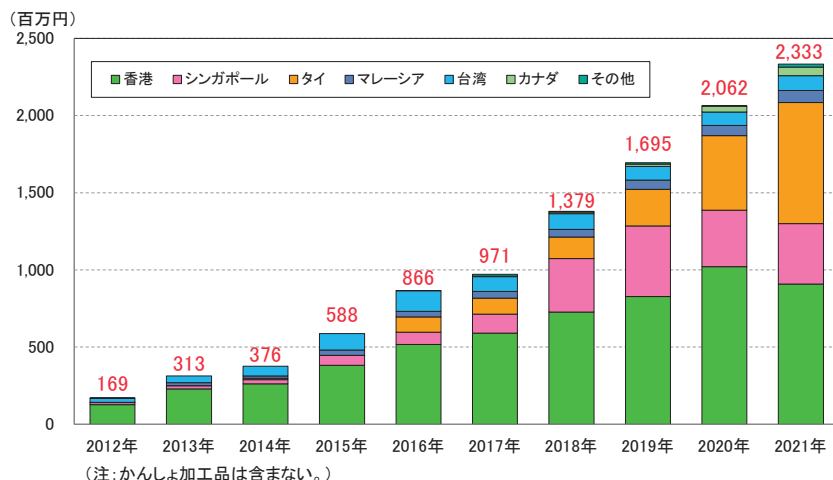


図1 かんしょ輸出額の推移

と、生産者の減少や高齢化による労働力不足に伴う作付中止、他作物への転換等に加え、近年は主産地である南九州で発生しているサツマイモ基腐病の影響により、作付面積、生産量とも減少傾向にある。このため、農林水産省では、生産基盤の強化に向けて、補助事業によりハーベスタなど省力機械の導入や貯蔵庫等の施設整備を支援するほか、サツマイモ基腐病の被害が発生した地域においては、翌年産への影響を最小限にしながら持続的な生産を図るために、ウイルスフリー苗や薬剤の購入費、残渣の処理費等の支援を行っている。

かんしょは、国内でも焼き芋ブームにより需要が高まっているところ、輸出額の増加は、これまでの輸出促進施策の成果でもあるが、何より販路拡大に取り組んでこられた産地、輸出事業者、販売事業者など関係者の努力が実を結んだものと考ええる。

2 農林水産省における取組

2030年までに5兆円という輸出額目標を達成するためには、これまでの国内市場のみに依存する農林水産業・食品産業の構造を、成長する海外市場で稼ぐ方向に転換することが不可欠である。そこで政府は、令和2年12月、総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を決定した。その後、事業者等へのヒアリングや各方面との意見交換を実施し、昨年12月に一部改訂が行われたが、本戦略においては、次の3つの基本的考え方に基づいて政策を立案・実行することとしている。

(1) 日本の強みを最大限に発揮するための取組

第一の取組として、かんしょ・かんしょ加工品を含む28品目を輸出重点品目を選定し、品目ごとに輸出拡大を重点的に目指す主なターゲット国・地域ごとの輸出目標を設定するとともに、販売を伸ばすための課題とその克服のための取組を品目別輸出目標として取りまとめた。かんしょ・かんしょ加工品の輸出目標では、現在の輸出先国である香港やシンガポール、タイなどを引き続きターゲット国として、焼き芋による市場開拓とともに、国内における安定的な生産・供給体制の構築等に取り組むこととしている。

さらに、輸出拡大に向けた重要な取組の1つが、品目団体の組織化及びその取組の強化である。これまでの輸出は、産地や輸出事業者など個々の取組が中心であったが、それでは他国産との差別化や大規模なプロモーション等の実施には限界があり、また、複数の産地名に何が違うのか、海外の消費者が戸惑う状況も見られている。そこで、日本ブランドの強みを十分に発揮し、更なる販路拡大を実現するには、関係者が一丸となったオールジャパンでの取組が効果的であると考ええる。日本のブランド力が向上すれば、各産地の販売力を下支えすることとなり、新規市場の開拓にもつながることで、国内産地同士の競争を防ぐことも可能となる。

このオールジャパンの取組の推進に向けては、輸出促進法を改正し、主要な輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係事業者を構成員とする組織を「品目団体」として法的に位置付ける方向で検討を進めてい

る。この品目団体は、オールジャパンでの輸出拡大の中心的な役割を担うこととし、業務として輸出拡大戦略の作成、輸出先国でのニーズ調査、販路開拓、輸出促進のための規格の策定などに取り組むこととなる。また、将来的には、国では行えないきめ細かな業界支援を、自らが行うことも期待される。このため、国は、品目団体の組織化を補助事業等も活用して支援していくこととしており、かんしょにおいても、品目団体の組織化に向けた取組が必要となっている。

(2) マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押し

第二の取組として、主として輸出向けの生産を行う輸出産地・事業者のリスト化を行った。都道府県や業界団体等を通じて産地の意向を踏まえた結果、これまでに28の重点品目で合計1,287産地・事業者を公表しており、かんしょ・かんしょ加工品については、表1に示している16産地がリスト化された。これら輸出産地・事業者には、輸出促進法に基づく輸出事業計画の作成を求めており、当該計画で農林水産大臣の認定を受けた産地・事業者に対しては、自ら

表1 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づく輸出重点品目の輸出産地リスト

品目	品目の詳細	輸出産地			実施主体 (輸出事業計画の策定者)		
		輸出産地名	産地のエリア・所在地		事業者名	所在地	
			都道府県	市町村		都道府県	市町村
かんしょ・かんしょ加工品	－	茨城県 鹿行地域	茨城県	行方市、潮来市、 鹿嶋市、神栖市	なめがたしおさい 農業協同組合	茨城県	神栖市
		茨城県 県央・県南・鹿行地域	茨城県	鉾田市、 かすみがうら市、 大洗町 等	(株)ポテトいかづか	茨城県	かすみがうら市
					(株)ひのでや	茨城県	かすみがうら市
かんしょ・かんしょ加工品	－	千葉県 印旛・香取地域	千葉県	香取市、神崎町、 成田市、多古町	(株)鹿吉	茨城県	鉾田市
					かとり農業協同組合	千葉県	香取市
		千葉県 香取地域	千葉県	香取市	(株)和郷	千葉県	香取市
かんしょ・かんしょ加工品	－	静岡県	静岡県	県内全域	静岡県経済農業協同組合 連合会	静岡県	静岡市
かんしょ・かんしょ加工品	なると金時	徳島県 徳島・鳴門・松茂地域	徳島県	徳島市、鳴門市、 松茂町	(株)農家ソムリエーズ	徳島県	徳島市
かんしょ・かんしょ加工品	オーガニック	長崎県 五島地域	長崎県	五島市	(株)アグリ・コーポ レーション	長崎県	五島市
かんしょ・かんしょ加工品	紅はるか、シルクス イト、高系14号	熊本県 菊池・阿蘇地域	熊本県	大津町、 西原村	熊本県経済農業協同組合 連合会	熊本県	熊本市
かんしょ・かんしょ加工品	甘太くん (べにはるか)	大分県 臼杵・豊後大野地域	大分県	臼杵市、 豊後大野市	全国農業協同組合連合会 大分県本部	大分県	大分市
かんしょ・かんしょ加工品	－	宮崎県 県南地域	宮崎県、熊本県、 大分県、鹿児島県、 茨城県、千葉県	(宮崎県) 串間市、都 城市等、(熊本県)、(大 分県)、(鹿児島県)、 (茨城県)、(千葉県)	(株)くしまアイ ファーム	宮崎県	串間市
かんしょ・かんしょ加工品	－	鹿児島県 南薩・大隅・熊毛地域	鹿児島県	指宿市、志布志市、 南九州市ほか	鹿児島県経済農業協同組合 連合会	鹿児島県	鹿児島市
		鹿児島県 大隅地域	鹿児島県	鹿屋市ほか	Japan Potato 有限会社	鹿児島県	鹿屋市
	有機農産物	鹿児島県 北薩・大隅・熊毛地域	鹿児島県	(鹿児島県) 出水市、 伊佐市、志布志市、 西之表市、(宮崎県) 西都市	有限会社かごしま 有機生産組合	鹿児島県	鹿児島市
		宮崎県 中部地域	宮崎県				
かんしょ・かんしょ加工品	－	鹿児島県 大隅地域 宮崎県 南部地域	鹿児島県 宮崎県	(鹿児島県) 鹿屋市、 (宮崎県) 都城市、 小林市 等	(有)南橋商事	鹿児島県	鹿屋市

リスクを取って輸出に取り組んでいることから、必要な施設整備等を重点的に支援するほか、長期運転資金・施設整備を対象とする新たな公庫資金の創設についても検討している。

この他、大ロット・高品質・効率的な輸出の後押しも必要となるため、国土交通省との連携の下、港湾・空港周辺のインフラ設備の促進や、パレット化に適した外装サイズやコード等の規格化・標準化などを進めることとしている。

(3) 省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服

マーケットイン輸出への転換に当たっては、輸入規制等に係る政府間協議、知的財産管理など様々な分野で、政府による環境整備が不可欠である。放射性物質に係る日本産農林水産物・食品への輸入規制については、外務省、厚生労働省、農林水産省等の関係省庁が政府一体となって、規制を維持している14の国・地域に対して規制の早期撤廃に向けて働きかけを行うほか、輸出証明書に関しては、民間の登録認定機関を活用した迅速な発行とともに、発給の電子化と発行手数料のオンライン納付の仕組みを検討している。

また、かんしょでは、韓国において「ベにはるか」が栽培、輸出されるなど、我が国で開発された優良品種の海外流出が問題となっている。これに対しては、種苗法を改正し、育成者権者の許諾なしに海外への種苗の持ち出しを制限するとともに、かんしょ、いちご、ばれいしょ、茶及び果樹では、令和4年4月1日から登録品種の増殖は許諾に基づき行うものとし、優良品種の

海外流出等の一因となる無断増殖を防止することとなっている。

3 輸出関連予算

以上で述べた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の着実な実施に向けては、令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算において、次のような補助事業を実施することとしている。なお、記載した事業は一例であり、この他にも多くの補助事業を農林水産省ホームページ (<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zigyougaiyou.html>) に記載しているのでご覧いただきたい。また、令和4年度当初予算は、成立した予算の内容に応じて、事業内容、予算額等の変更があり得ることにご留意願いたい。

(1) 品目団体輸出力強化支援事業

品目団体の取組の強化を目的とした補助事業で、輸出重点品目に係る関係者が一体となり、品目団体として戦略的に取り組むオールジャパンでの業界共通課題の解決や販路拡大等を支援する。例えば、品目団体が自ら作成した輸出拡大計画に沿って行う、輸出ターゲット国の市場動向やニーズの調査、輸送時の腐敗防止技術の実証、リレー出荷や大ロット確保に向けた産地データベースの構築など、業界関係者全体の輸出力の強化につながる取組を支援対象としている。(定額または補助率1/2以内)

(2) 青果物輸出産地体制強化加速化事業

かんしょを含め青果物の輸出においては、輸出先国・地域の植物検疫条件や残留農薬基準等に対応した生産体制の構築や、品質保持のための流通体系の強化、複数産

地と輸出事業者が連携した輸出向けロットの確保等の取組が必要である。そこで、本事業は青果物輸出産地の体制強化を図るため、関係者間の合意形成、残留農薬分析、防除暦の改定や代替防除手法の実証、鮮度保持のための機器等のリース導入などの取組を支援することとしている。(定額または補助率 1 / 2 以内)

(3) 農産物等輸出拡大施設整備事業

国産農産物の輸出拡大に必要な集出荷貯蔵施設や処理加工施設等の整備を支援することとしており、かんしょにおいては、定温貯蔵庫やキュアリング処理施設の整備が想定される。なお、輸出拡大に取り組む産地において必要となる産地基幹施設のほか、不特定多数の産地から国産農産物を集荷し、出荷・加工を行うために必要な施設の整備も支援対象としている。(補助率 1 / 2 以内)

(4) 加工食品輸出産地確立緊急対策

干し芋やケンピなどの加工食品の輸出に当たっては、中小企業単独では対応が難しい食品添加物・包材・包装・表示等の規制が複層的に課せられており、関係者が連携した輸出体制を構築する必要がある。そこで、加工食品事業者・団体向けの補助事業として、国内外の商社、コンサル等と連携し、地域の特色ある商品・技術・製法の PR や実証試験、輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良、そのために必要な機械の改良・開発等を支援することとしている。(定額または補助率 1 / 2 以内)

4 今後の輸出拡大

最後に、今後のかんしょの輸出拡大について考えてみたい。表 2 は、我が国のかんしょ輸出先国における国別輸入量を整理したものである。我が国の最大の輸出先国である香港については、輸入量の約 4 割が日

表 2 各国のかんしょ国別輸入量 (2020年)

単位: トン

	合計	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
香港	7,348 (100%)	日本 3,088 (42.0%)	ベトナム 2,583 (35.2%)	インドネシア 1,124 (15.3%)	韓国 253 (3.4%)	台湾 113 (1.5%)
シンガポール	9,414 (100%)	ベトナム* 3,179 (33.8%)	日本* 2,511 (26.7%)	インドネシア* 1,568 (16.7%)	マレーシア 598 (6.4%)	オーストラリア 591 (6.3%)
タイ	21,192 (100%)	ベトナム 11,230 (53.0%)	ラオス 6,957 (32.8%)	日本 1,130 (5.3%)	カンボジア 1,022 (4.8%)	中国 499 (2.4%)
台湾	977 (100%)	ベトナム 747 (76.5%)	日本 224 (22.9%)	インドネシア 6 (0.6%)		
マレーシア	19,036 (100%)	ベトナム 6,205 (32.6%)	インドネシア 5,449 (28.6%)	タイ 3,853 (20.2%)	アメリカ合衆国 1,187 (6.2%)	中国 961 (5.0%)
カナダ	76,273 (100%)	アメリカ合衆国 71,280 (93.5%)	ホンジュラス 1,757 (2.3%)	ジャマイカ 962 (1.3%)	中国 869 (1.1%)	コスタリカ 479 (0.6%)

出典: FAOSTAT (*シンガポールにおけるベトナム、日本、インドネシアの数値は、欠測値を補完したデータ)

本からの輸出となっており、近年はベトナムやインドネシアからの輸入量も増えるなど、輸入量全体が拡大している。タイに関しては、日本からの輸出货量が増加傾向にあるが、輸入量全体の5%程度のシェアであり、まだまだ輸出拡大の可能性はあると考える。この他、シンガポール、台湾、マレーシアにおいて、ベトナムやインドネシアからの輸入量が多くなっているところ、我が国の今後の輸出拡大に向けては、輸出産地・事業者ごとの取組ではなく、品目団体が主体となって、オールジャパンで現地の消費者に日本産の美味しさを訴求するなど、他国産との差別化がさらに重要になってくると考える。

なお、ベトナムやインドネシアにおいては、日本産品種の栽培が見られ、味も昔よりは美味しくなっているという。その上、価格も日本産より安いとなれば、輸出拡大においては驚異である。

今後も継続的に輸出を拡大していくためには、日本ブランドの強みを発揮させる品種が必要になるところ、農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）は、8月の収穫直後から甘い新品種「あまはづき」を開発している。当該品種は、糖度が極めて高

く、肉質がねっとりして食味が良く、早堀り栽培でもその特長が際立っていることから、収穫直後の8月から、ねっとり甘く、美味しい焼き芋を作ることができる。また、冷涼な地域でも収量がとれ、肉質がホクホクで美味しい新品種「ゆきこまち」も開発されており、これまで栽培には不向きとされていた冷涼地においても新たな輸出産地の形成が期待される。

輸出先国のニーズに対応した品種開発については、引き続き農研機構において取り組まれるとともに、農林水産技術会議では、輸出に際して支障となっている海上輸送中の腐敗防止対策を技術的課題に設定するなど、輸出拡大に寄与する研究開発も進められている。

日本産かんしょは、良食味・高糖度であって、海外においても評価が高いことから、輸出拡大が期待される青果物の1つである。成長する海外市場に輸出して稼ぐことは、農林水産事業者の利益の拡大につながることから、農林水産省では、引き続き輸出先国の規制緩和に向けた協議や、生産基盤の強化、技術開発等により、輸出に取り組む事業者を支援してまいりたい。

マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち

品目団体輸出力強化支援事業

【令和4年度予算概算決定額 907（－）百万円】
（令和3年度補正予算額 4,100百万円）

<対策のポイント>

品目団体が輸出重点品目についてオールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の輸出力強化に向けた取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

輸出重点品目（牛肉、コメ、りんご、ぶどう、茶、かんしょ、製材、ふり、ホタテ貝等）について、品目団体※が自ら作成した輸出拡大計画に沿って行う、業界関係者全体の輸出力の強化につながる取組を、以下のメニューにより支援します。

※ 生産から販売まで輸出に関する業界の関係者を広く含み、オールジャパンで輸出拡大に取り組み全国団体

<支援メニュー>

- 輸出ターゲット国の市場調査・規制調査
- 海外におけるジャパンブランドの確立
- 業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等
- 海外における販路開拓活動
- 輸出促進のための規格の策定・普及
- 国内事業者の水平連携に向けた体制整備
- 輸出手続きや商談等の専門家による支援
- 新規輸出国開拓に向けた調査及び輸送試験

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- ①-例：ターゲット市場における木材製品の市場動向やニーズ、高耐久木材や木質建材などの製品規格・流通規制に関する調査
・食肉加工品について、輸出先国ごとの添加物使用、成分表示等の規制の調査
- ②-例：日本産米の差別化に向けた他国産米との比較調査及びPR活動
・輸出先国において、日本産青果物の産地情報をタグ付きマークにより確認できるシステムの導入
- ③-例：多言語対応食肉ラベルシステムの開発
・かんしょの輸送時の腐敗防止技術の実証・普及
・輸出先国の製品安全規格を満たす焼き手機の導入実証
- ④-例：ブローカー設置、バイヤー向けセミナーの開催、品目専門見本市への出展、海外バイヤーの招聘等
- ⑤-例：輸送資材や温度管理等、相手国ニーズへの対応（品質保持等）に必要な規格やマニュアル等の策定に向けた検討
・策定した規格やマニュアル等の普及に向けた研修の実施や実装に必要な認証取得等への支援
- ⑥-例：リレー出荷や大ロット確保に向けた、出荷時期・量・有機対応等の産地データベースの構築等
- ⑦-例：青果物輸出促進コーディネーターを設置し、産地の課題に対応可能な専門家と産地のマッチングによる課題解決を支援
- ⑧-例：鮮度保持や輸出規則対応の確認のための輸送実証

現地でのPR活動



包材の規格化（イメージ）



バイヤー向けセミナー・商談会



【お問い合わせ先】輸出・国際局輸出企画課（03-6744-1779）

グローバル産地づくり緊急対策のうち

青果物輸出産地体制強化加速化事業

【令和3年度補正予算額 100百万円】

<対策のポイント>

青果物輸出産地の体制を早急に強化するため、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準等に対応した生産体制や品質保持のための流通体制の強化、輸出向けロットの確保等に向けて複数の産地と輸出事業者が連携して行う取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 生産体制の強化に向けた取組

輸出先国における植物検疫条件及び残留農薬基準値等の規制やニーズに対応した青果物の生産技術体系の構築に向け、残留農薬分析、農薬等使用資材やほ場環境等のデータ収集・分析、防除層の見直し、効率的な検疫対応技術の導入などの取組を支援します。

2. 品質保持流通体制の強化に向けた取組

輸出先国におけるニーズに対応した青果物の品質を確保するため、長期保存・鮮度保持流通体系の確立に向けた最適条件の検討、産地における鮮度保持のための機器等のリース導入、MA包装や緩衝資材等を組み合わせた輸送手法の導入、青果物の品質確認に必要な分析（水分や糖度等）の作成などの取組を支援します。

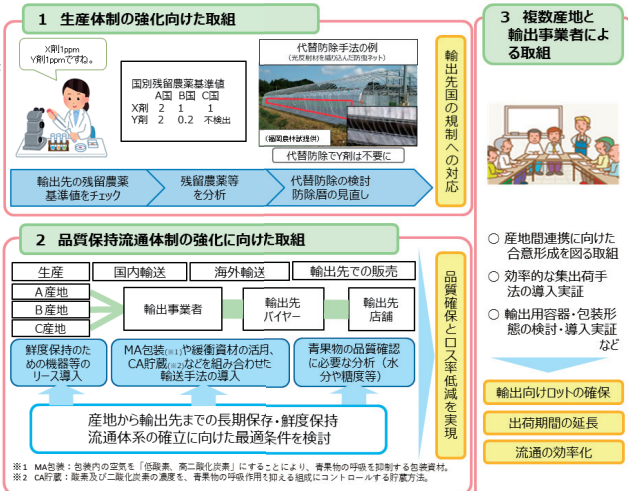
3. 複数の産地と輸出事業者による取組

輸出向けロットの確保や流通の効率化等を図るため、複数の産地と輸出事業者による、産地間連携に向けた合意形成、効率的な集出荷手法や輸送用容器・包装形態の検討・導入にかかる実証などの取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】農産局園芸作物課（03-3502-5958）

農産物等輸出拡大施設整備事業

【令和3年度補正予算額 4,800百万円】

<対策のポイント>

国産農産物等の輸出の拡大に必要な**集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の産地基幹施設**や**コールドチェーン対応卸売市場施設等の整備**を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 輸出対応型施設の整備

「強い農林水産業」の構築に向け、国産農産物等の輸出促進の取組に必要な**輸出対応型の集出荷貯蔵施設や処理加工施設等の整備**を支援します。

2. 輸出促進に繋がる卸売市場等の整備

生鮮食料品等の輸出促進を図るため、**輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設や輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設等の整備**を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1の事業）農産局総務課生産推進室（03-3502-5945）
（2の事業）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課（03-6744-2059）

<事業イメージ>

長期間の品質維持を可能とする処理・加工施設（CA貯蔵※施設等）



「長期間品質を維持することで、輸出先国の需要時期に合わせた供給を可能とする青果物の長期保存体制を構築」

※ 貯蔵庫内の酸素の減少や低温管理等により、貯蔵青果物の呼吸を極力低減することで、青果物に含まれる成分の減耗を防止し、食味や食感を長期間維持する貯蔵方法

コールドチェーン対応卸売市場施設



「高度な温度管理が可能な施設を整備することで、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムを確保」

グローバル産地づくり緊急対策のうち

加工食品輸出産地確立緊急対策

【令和3年度補正予算額 978百万円】

<対策のポイント>

加工食品の輸出にあたっては、中小企業単独では難しい食品添加物・包材・包装・表示等の規制が複層的に課せられており、関係者が連携した**輸出体制を構築する必要があります**。海外の規制・ニーズ等に詳しく、マーケティング、ブランディング立案等が可能な国内外の商社、コンサル等と連携し、**地域の特色ある加工食品を輸出するため、新商品・サービス開発**、GI取得等のブランド構築、輸出先国の規制・ニーズに適合した**商品開発・改良のために機械の改良・開発**等を支援し、タイムリーな海外市場獲得を目指します。

<事業目標>

- 加工食品の輸出額の拡大（2兆円〔2030年まで〕）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 特色ある商品・技術・製法のPRや実証試験等

新規開拓・商流拡大に向けた輸出先国の規制・ニーズにあった商品の**PRや実証試験**、また、**GI取得等のブランド構築・ECサイトの構築**、大手ECサイトへの売り込み・実店舗との連携に係る費用を支援します。

2. 輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良

輸出先国の規制（食品添加物、容器・包装、表示等）・ニーズに対応する商品の開発・改良に係る費用を支援します。

3. 輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良のために必要な機械の改良・開発等

規制・ニーズ等に対応する新商品の開発・改良、大ロット製造のために必要な施設整備に係る費用を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

新商品の開発・PR等



新商品の開発



試験販売



ECとのマッチング支援

新商品開発に必要な機械の改良・開発等



ニーズ対応商品の開発



賞味期限延長商品の開発



大ロット製造のための機械

【お問い合わせ先】大臣官房新事業・食品産業部食品製造課（03-6744-2068）